

告 発 状

平成 22 年 7 月 9 日

埼玉県警察 司法警察員
浦 和 警 察 署 長 殿

A horizontal row of 20 black squares, evenly spaced, used as a visual separator or decorative element.

告 発 人

A horizontal row of ten solid black squares of equal size, arranged side-by-side.

電話 

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目 15 番 1 号
被告発人(代表者) 埼玉県知事 上田 清司
電話 □□□□□□□□□

告発の趣旨

被告発人をはじめとする埼玉県庁職員は、下記のとおり犯罪を犯し、犯状悪質であり、郵便法第二条、第四条及び第七十六条並びに公務に係る諸規程並びに機密保持及び情報漏洩に係る諸法令並びにその他法令等に抵触するものと想料する。

よって、被告発人等を厳罰に処していただきたく、ここに告発する。

告発事実

被告発人等は、別添証拠及び添付書類のとおり、郵便法で禁じられている、民間運送業者によるメール便サービスを以って公文書(信書)の送付行為を犯した。

それを、告発人は指摘したものの、的を得た回答を得られず、それに対して告発人は不服を計 7 回唱えたが、被告発人等からは、一切回答を得られず、改悛の姿勢を伺えない。

告発に至る経緯

別添証拠のとおり、平成 21 年 6 月 4 日付で、埼玉県環境部自然環境課(旧みどり自然課)長名義の公文書「狩猟免許更新のお知らせ」が、告発人を含む、埼玉県在住の狩猟免許所持者へ、民間運送業者によるメール便サービス「ヤマト運輸 クロネコメール便」を以って送付されてしまった。

そこで、添付書類のとおり、告発人は被告発人に対して、平成 22 年 2 月 7 日付の文書を以って当該不始末を指摘した。

すると、添付書類のとおり、埼玉県庁総合調整幹を通じて被告発人から平成 22 年 2 月 16 日付の文書にて回答をいただいた。

しかし、メール便不正利用に関しては、あくまでもチェック不十分によるミスである旨と、今後同様の不始末をしない「保証」ばかりを謳われていた。

しかし、告発人は当該メール便サービスを、業者としても個人としても利用した経験が多々あり、何れも、内容物に信書が含まれていない旨を約束する誓約書のような欄にサインをして、それをドライバー又はコンビニレジスター担当者が確認した上で、はじめて集荷又は受理に至るものであることを知っている。

即ち、被告発人等による故意に基づく、偽装によるメール便不正利用に他ならない。

それを、不意のミスと美化(偽装)した上で、さらに今後同様のことをしない「保証」ばかりを全面的に押し出し、問題の職員を処分し、被告発人自らが責任をとるなどの、既にしてしまった不始末に対する「補償」の類が一切謳われておらず、何ら改悛の姿勢が伺えない。

そこで、告発人は、添付書類のとおり、最終的には平成 22 年 7 月 2 日付文書を以って、被告発人へ計 7 度の不服申し立てを行った。

それにもかかわらず、何ら回答すらいただけず、被告発人等は、告発人を含む埼玉県民並びに法令及び倫理に対して、極めて挑戦的なスタンスを堅持されており、甚だ遺憾である。

そこで、ぜひとも被告発人等を厳罰に処していただきたく、告発するに至った次第である。

証 拠

1. 埼玉県環境部自然環境課長発出

「狩猟免許更新のお知らせ」及び封筒

1通(A4列4番1枚)

(長形3号1本)

添付書類

1. 「埼玉県及び傘下自治体の倫理について」

1通(A4列4番9枚)

2. 埼玉県庁総合調整幹経由被告発人発出

1. に対する回答文書及び封筒

1通(A4列4番3枚)

3. 「埼玉県庁職員等の倫理観について」

1通(A4列4番18枚)

4. 告発人身分証明書(写・事件当時)

「獣銃・空気銃所持許可証」

所持者証明欄及び記載事項変更欄

1通(A4列4番2枚)

以 上